

経済産業省令第7号

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第三十六号）の施行に伴い、並びにエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第二十一条第五号、第十号、第十一号、第二十四号、第二十五号及び第二十六号の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月一日

経済産業大臣 茂木 敏充

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第四項第一号を次のように改める。

一 カラー複写機

第四十八条第四項第三号及び第四号を次のように改める。

三 定格入力電圧が百ボルト以外の構造のもの

四 毎分十三枚以上の複写ができない構造のもの

第四十八条第四項に次の一号を加える。

五 デジタル式以外のもの

第四十八条第八項第一号及び第二号を次のように改める。

一 家庭用のもののうち、吸収式のもの

二 家庭用以外のもののうち、次に掲げるもの

イ 冷蔵庫の定格貯蔵温度の下限が零度以上の冷気強制循環形のもの

ロ 冷気自然対流形のもの

ハ 定格内容積が二千リットルを超えるもの

ニ JIS（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。）B八六三〇（二〇〇九）の対象となるもの以外のもの

ホ 一・一・一・二・二・二ペンタフルオロエタン（別名HFC―二二五）、一・一・一・トリフルオロエタン（別名HFC―一四三a）又は一・

一・一・二・テトラフルオロエタン（別名HFC―一三四a）を冷媒として使用しないものへ電源から切り離れた状態で用いるためのものであつてキャスターを有するもの

ト 横型のものであつて高さの外形寸法（流し台と一体のものにあつては、流し台の高さに相当する高さを除く。）が六百五十ミリメートル以下のも

チ 縦型のものであつて高さの外形寸法が二千五十ミリメートル以上のもの

リ 水冷式凝縮器を有するもの

又 筐体の両面に扉を有する構造のもの  
ル ドロワー冷蔵庫

ヲ 注文者の指図に基づき定められた筐体寸法、圧縮機の冷凍能力又は断熱性能の仕様に従ってその注文者のために製造されたものであつて、年間の出荷台数が五十台未満のもの

第四十八条第九項第一号及び第二号を次のように改める。

一 家庭用のもののうち、吸収式のもの

二 家庭用以外のもののうち、次に掲げるもの

イ 定格内容積が二千リットルを超えるもの

ロ J I S B 八六三〇(二〇〇九)の対象となるもの以外のもの

ハ 一・一・一・二・二・二・ペンタフルオロエタン(別名HFC―一三四a)を冷媒として使用しないもの

一・一・二・テトラフルオロエタン(別名HFC―一三四a)を冷媒として使用しないもの

ニ 定格貯蔵温度をマイナス三十度以下に維持できるもの

ホ 電源から切り離れた状態で用いるためのものであつてキャスターを有するものへ横型のものであつて高さの外形寸法(流し台と一体のものにあつては、流し台の高さに相当する高さを除く。)が六百五十ミリメートル以下のもの

ト 縦型のものであつて高さの外形寸法が二千五十ミリメートル以上のもの

チ 水冷式凝縮器を有するもの

リ 筐体の両面に扉を有する構造のもの

ヌ 専ら検査用の食品を保管するためのもの

ル ドロワー冷凍庫

ヲ 注文者の指図に基づき定められた筐体寸法、圧縮機の冷凍能力又は断熱性能の仕様に従ってその注文者のために製造されたものであつて、年間の出荷台数が五十台未満のもの

第四十八条に次の二項を加える。

22 令第二十一条第二十四号の経済産業省令で定める複合機は、次に掲げるものとする。

一 定格入力電圧が百ボルト以外の構造のもの

二 原稿台を有しない構造のもの

三 モノクローム複合機であつて毎分八十六枚以上の複写又は印刷が可能な構造のもの

四 カラー複合機であつてモノクロームで毎分六十一枚以上の複写又は印刷が可能な構造のもの

五 モノクロームで毎分十三枚以上の複写又は印刷ができない構造のもの

六 デジタル式以外のもの

七 複合機用デジタルフロントエンド(複合機用に設計された電子計算機であつて、専ら高度な画像処理を行うために用いられるものをいう。)

を内蔵するもの

23 令第二十一条第二十五号の経済産業省令で定めるプリンターは、次に掲げるものとする。

- 一 定格入力電圧が百ボルト以外の構造のもの
- 二 モノクロームプリンターであつて毎分八十六枚以上の印刷が可能な構造のもの
- 三 カラープリンターであつてモノクロームで毎分六十一枚以上の印刷が可能な構造のもの
- 四 モノクロームで毎分十三枚以上の印刷ができない構造のもの
- 五 デジタル式以外のもの
- 六 印刷機用デジタルフロントエンド（印刷機用に設計された電子計算機であつて、専ら高度な画像処理を行うために用いられるものをいう。）を内蔵するもの

別表第五中第十七号を第十八号とし、第七号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次のように加える。

- 七 電気冷蔵庫（家庭用品品質表示法施行令別表第三号(五)の電気冷蔵庫を除く。）  
経済産業大臣が定める方法により測定した年間消費電力量をキロワット時毎年で表した数値

別表第五中第十八号の次に次のように加える。

- 十九 複合機  
経済産業大臣が定める方法により測定した年間消費電力量をキロワット時毎年で表した数値
- 二十 プリンター  
経済産業大臣が定める方法により測定した年間消費電力量をキロワット時毎年で表した数値
- 二十一 電気温水機器  
経済産業大臣が定める方法により測定した熱量をメガジュールで表した数値を、経済産業大臣が定める方法により測定した年間消費電力量をキロワット時毎年で表した数値を熱量に換算してメガジュールで表した数値で除して得られる数値

附 則

この省令は、平成二十五年三月一日から施行する。